

公立千第226号
令和2年8月21日

各所属所長 様
関係市町村教育委員会教育長 様
関係団体の長 様

公立学校共済組合千葉県支部長
(公印省略)

年間報酬の平均による標準報酬月額の算定に係る申し立てについて

共済掛金の基礎となる標準報酬月額については、特定の3か月で組合員の受けた報酬（給料月額＋諸手当）の平均額から算定していますが、一定の条件を満たした場合に限り、年間報酬の平均額から算定することについて、申し立てすることができます。（令和元年6月25日付け公立千第143号参照）

つきましては、年間報酬の平均による標準報酬月額の算定に係る申し立てを下記のとおり受け付けますので、貴所属の組合員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 年間報酬の平均による算定に係る申立対象

随時改定・・・令和2年7月

定時決定・・・令和2年9月

※ 今回の申し立てについては、昇給（降給）月以後継続した3か月以外に計算対象となる月が1か月以上必要となるため、令和2年4月以降に組合員資格を取得した組合員は申し立てすることができません。

2 年間報酬の平均による算定が認められる要件

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす必要があります。

- （1）特定の3か月の報酬の平均により算出した標準報酬月額と年間報酬の平均により算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差が生じていること（注1）
- （2）（1）の2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること（注2）
- （3）年間報酬の平均による算定について組合員が同意していること（注2）

（注1） 随時改定においては、年間報酬の平均による標準報酬月額が従前の標準報酬月額と同等かそれを下回る場合、従前の標準報酬月額が適用されます。

（注2） 所属所長の申し立てと組合員の同意が必要です。

※ 7月随時改定と9月定時決定では、詳細な条件等が異なります。別紙をご確認の上、申し立てするようお願いいたします。

3 年間報酬の平均による算定に関する手続き
別紙1、2のとおり

4 その他

年間報酬の平均による標準報酬月額の設定を希望しない場合は、申出の必要はありません。通常の設定によって標準報酬月額が決定されます。

また、関係様式につきましては、公立学校共済組合千葉支部ホームページに掲載しています。 <https://www.kouritu.or.jp/chiba/guide/download/index.html>

公立学校共済組合千葉支部

経理貸付班 担当 山崎

TEL 043-223-4114

FAX 043-227-5409

随時改定に係る年間報酬の平均による標準報酬月額の算定について

1 制度概要

(1) 随時改定とは

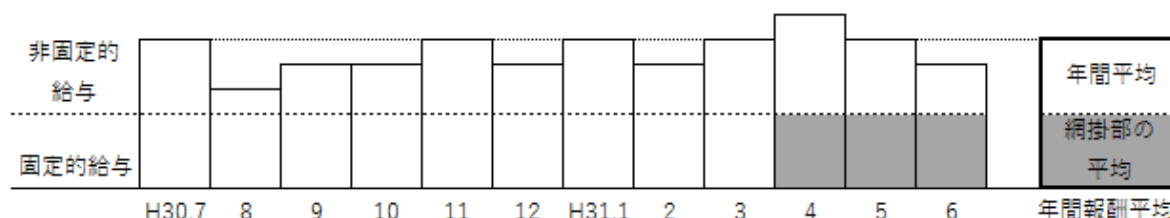
随時改定は、昇給、降給等により固定的給与（実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬のこと。給料、地域手当、通勤手当等のこと。）に変動があった場合に、起こるものです。変動月からの3月間に支給された報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定します。（従前の標準報酬月額の等級と2等級以上の差が生じた場合に限りです。）



(2) 随時改定に係る年間報酬の平均による標準報酬月額の算定とは

定期昇給による固定的給与の変動があった場合に起こる随時改定（千葉県では7月随時改定）を対象として、下記2の条件を満たした場合に、所属所長の申立及び本人の同意により、年間報酬の平均から標準報酬月額を算定することができます。

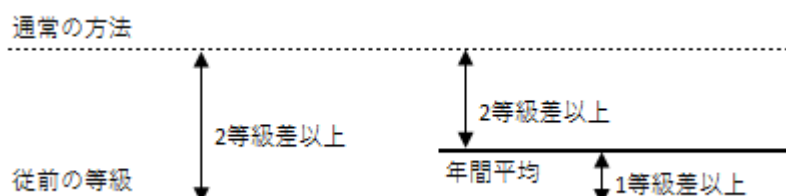
具体的には、4～6月に受けた固定的給与の月平均額に昨年度7～3月及び当年度4～6月に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算定します。



2 年間報酬の平均による算定が認められる要件

- ①上記1(1)の方法で算出した標準報酬の月額と、上記1(2)の方法で算出した標準報酬の月額の上に2等級以上の差が生じていること。
- ②①の2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- ③年間平均による算定について組合員が同意していること。

※ ①～③の要件を満たし、年間報酬の平均による算定を行う場合、年間報酬の平均で算出した標準報酬月額と従前の標準報酬の月額との間に1等級以上の差を生じた場合に、年間報酬の平均で算出した標準報酬の月額が適用されます。（年間報酬の平均で算出したものが、従前と同等である場合又は従前より下回る場合は、従前の等級が適用されます。）



3 年間報酬の平均による算定に関する手続きの流れ

① 7月随時改定の確認（組合員）

7月随時改定となっているか確認してください。

② 同意書の提出（組合員→所属所長）

- ・「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等」（随時改定用）（様式2）を作成します。
- ・ホームページ掲載のエクセルファイルを使用する場合は、記載例を参照の上、必要な項目を入力してください。（着色部は計算式が入力されていますので、着色部以外について入力してください。）
- ・各月の固定的給与、非固定的給与の割り振りは、エクセルファイルの「月々算出補助シート」を用いて算出してください。（通勤手当については、月割で1月ずつに算入するのでご注意ください。）
- ・支払基礎日数が17日未満の月は算定対象外になりますので注意してください。
- ・標準報酬月額の変更は、将来の年金額や傷病手当金等、組合員が受ける給付の額にも影響を及ぼすことに十分留意し、同意の判断をしてください。
- ・作成後、判定欄のすべてが「○」となる場合のみ、申出が認められます。
- ・作成した同意書に、給与額の入力に用いた給料等明細書等の写しを添付して、所属所長へ提出してください。

③ 申立て（所属所長→共済）

②で組合員から提出のあった「様式2」の内容、組合員本人の意思を確認のうえ、「年間報酬の平均で算定することの申出書」（様式1）を添えて、公立学校共済組合千葉支部あて、令和2年9月25日（金）まで（必着）に提出してください。

④ 報酬額の確認及び改定依頼（共済→給与支給機関）

「様式2」に記載の報酬額について確認を依頼するとともに、該当者について標準報酬月額の改定を依頼します。

4 その他

(1) 新たな算定結果の反映

令和2年7月適用として遡って反映されます。

(2) 標準報酬月額の有効期間

原則として、翌年の8月まで有効です。

なお、算定の結果、従前の標準報酬の月額（令和2年6月の標準報酬月額）のままとなった場合は、（令和2年8月まで有効期間となり）令和2年9月に定時決定の対象となりますので、定時決定後も年間報酬の平均による標準報酬月額を希望する者は、定時決定用の申立書及び同意書の提出が必要となります。

(3) 遡及による還付

掛金に還付が生じた場合は、別途還付請求書をご提出ください。

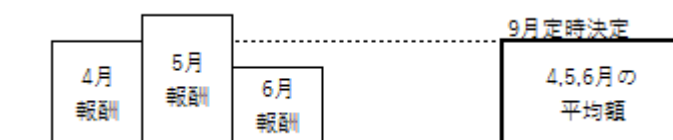
定時決定に係る年間報酬の平均による標準報酬月額算定について

1 制度概要

(1) 定時決定とは

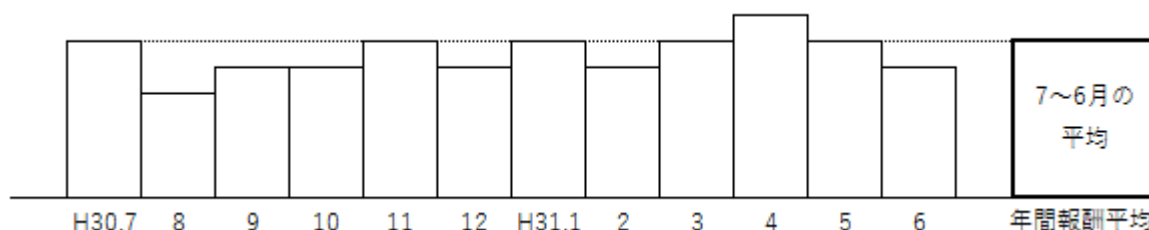
標準報酬の定時決定は、毎年7月1日現在組合員である者全員について行います。4～6月に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定するものです。ただし、次の者は対象外となります。

- ・6月1日以降に組合員の資格を取得した者
- ・7月、8月又は9月のいずれかの月から随時改定、育児休業等終了時改定及び産前産後休業終了時改定が行われる者



(2) 定時決定に係る年間報酬の平均による標準報酬月額算定とは

下記2の条件を満たした場合に、所属所長の申立及び本人の同意により、年間報酬の平均から標準報酬月額を算定することができます。



2 年間報酬の平均による算定が認められる要件

- ①上記1(1)の方法で算出した標準報酬の月額と、上記1(2)の方法で算出した標準報酬の月額の上に2等級以上の差が生じていること。
- ②①の2等級以上の差が業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- ③年間平均による算定について組合員が同意していること。

3 年間報酬の平均による算定に関する手続きの流れ

①9月定時決定予定の確認（組合員）

9月定時決定の対象となるか確認してください。

②同意書の提出（組合員→所属所長）

- ・「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等」（定時決定用）（様式4）を作成し、所属所長に提出してください。
- ・ホームページ掲載のエクセルファイルを使用する場合は、記載例を参照の上、必要な項目を入力してください。（着色部は計算式が入力されていますので、着色部以外について入力してください。）

- ・各月の固定的給与、非固定的給与の割り振りは、エクセルファイルの「月々算出補助シート」を用いて算出してください。（通勤手当については、月割で1月ずつに算入するのでご注意ください。）
- ・支払基礎日数が17日未満の月は算定対象外になりますので注意してください。
- ・標準報酬月額の変更は、将来の年金額や傷病手当金等、組合員が受ける給付の額にも影響を及ぼすことに十分留意し、同意の判断をしてください。
- ・作成後、判定欄が「○」となる場合のみ、申出が認められます。
- ・作成した同意書に、給与額の入力に用いた給料等明細書等の写しを添付して、所属所長へ提出してください。

⑤ 申立て（所属所長→共済）

②で組合員から提出のあった「様式4」の内容、組合員本人の意思を確認のうえ、「年間報酬の平均で算定することの申出書」（様式3）を添えて、公立学校共済組合千葉支部あて、令和2年9月25日（金）まで（必着）に提出してください。（給与額の入力に用いた給料等明細書等の写しを添付してください。）

⑥ 報酬額の確認及び改定依頼（共済→給与支給機関）

「様式4」に記載の報酬額について確認を依頼するとともに、該当者について標準報酬月額の改定を依頼します。

4 その他

(1) 新たな算定結果の反映

令和2年9月適用として反映されます。

(2) 標準報酬月額の有効期間

原則として、翌年の8月まで有効です。

(3) 遡及による還付

掛金に還付が生じた場合は、別途還付請求書をご提出ください。